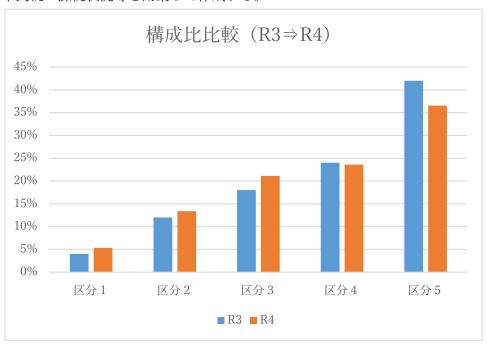
育成料の見直しについて

- 1 見直し案を踏まえた、令和3年度第2回審議会でのご意見
 - ・応能負担を導入するにあたり、引き上げとなる方の激変は避けたい。
 - ・市民税額の所得割が 97,000 円以上 150,200 円未満の所得階層については、現行より育成料を引き下げることについて、慎重に検討すべき

2 利用者負担額への新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済状況の反映

・育成料については、令和3年度第2回審議会の改定案③をベースとして、令和4年度の 市民税の課税状況等を勘案して作成する。



【凡例】

- 区分1 生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯(負担なし)
- 区分 2 均等割のみ課税・所得割 97,000 円未満 (①子 3,000 円・②子 1,000 円)
- 区分 3 所得割 97,000 円以上~150,200 円未満 (①子 5,000 円・②子 2,000 円)
- 区分 4 所得割 150,200 円以上~210,200 円未満(①子 7,000 円・②子 3,000 円)
- 区分 5 上記以外 (①子 9,000 円・②子 4,000 円)

3 今後のスケジュール

再度案を調整した後、保護者代表、西東京市学童クラブ連絡協議会等と意見交換を実施 し、具体的な調整を進めていく。